◇┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳◆

**食科協かわら版　No.339　（2022年度No.17）**　 　2022/5/6

食の行政情報ならびに食中毒情報をお伝えする食科協のメールマガジン

食中毒情報は１回限り　行政情報は原則2回の掲載で削除します

新しいものは*NEW*マークがついております　期限設定のある記事は　期限終了まで掲載

**青字をスクロール　Ctrlキーを押しながらクリック　もしくは右クリックでハイパーリンクを開く**

◇┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻◆



|  |  |
| --- | --- |
| **目次** | **ページ** |
| 1. [**食科協関係**](#食科協関係)**事業経過等** | **2** |
| **2**[**厚生労働省関係**](#厚生労働省関係) | **2-7** |
| **3**[**食品安全委員会関係**](#食品安全委員会関係) | **7-8** |
| **4**[**農水省関係**](#農水省関係) | **8-13** |
| **5**[**消費者庁関連**](#消費者庁関連)**リコール情報** | **13-17** |
| **6**[**食中毒・感染症**](#食中毒・感染症)  **細菌性食中毒→ウイルス性食中毒→寄生虫→自然毒→感染症→違反品の回収→他**  **各項目発生順で記載　菌種については月により掲載位置が変動しています** | **17-21** |

**１．****[食科協関係](#食科協関係)**

4月28日　　かわら版338号・かわら版ニュース＆トピックス231号を発行。

5月02日　　かわら版ニュース＆トピックス232号を発行。

5月06日　　かわら版339号・かわら版ニュース＆トピックス233号を発行。

5月06日　　総会資料・議決権行使書送付。

**２.****[厚生労働省関係](#厚生労働省関係)**　<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

**★***Link***傍聴・参加が可能な審議会等の会議一覧　ご案内しきれないときもございます**<https://www.mhlw.go.jp/topics/event/open_doors.html>

**★***Link***副反応疑い報告の状況について（とても詳しい資料です）**

**厚生科学審議会 (予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html>

**★***Link***2022年3月31日　国立国際医療研究センター　COVIREGI-JPダッシュボード**

COVID-19 レジストリ研究　“ダッシュボード” 本データの注意点  
<https://www.ncgm.go.jp/pressrelease/2021/20220331.html>  
ダッシュボード  
<https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjoiNGJlMmZmNDctMDk0NC00MjkwLTk0NDgtYmM1MGFkYjNhN2RiIiwidCI6IjZmOGFmOWFkLTU2NDctNGQ2My1hYjIxLWRiODk0NTM3MzJmNyJ9>  
NCGM COVID-19 治療フローチャート（中等症以上成人)  
<https://www.ncgm.go.jp/covid19/pdf/20220322NCGM_COVID-19_Flow_chart_v5.pdf>

**■***NEW***小児の原因不明の急性肝炎について（令和4年4月28日）**<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25509.html>

　　世界保健機関（WHO）の報告によると、４月21日現在、12カ国で少なくとも169例（死亡１名）の小児における原因不明の急性肝炎が継続して報告されています。うち、74例でアデノウイルスが検出されていますが、原因ウイルス等については不明であるとされています。また、小児における急性肝炎が実際に増加しているのかについても、不明であるとしています。WHOでは、この急性肝炎の原因特定を目的として、暫定的な症例定義を定め、各国に症例定義に該当するケースの報告を求めています。

　厚生労働省ではこうした事案について、令和４年４月20日に自治体等に対し、注意喚起及び情報提供依頼、4月27日に当該事例の感染症サーベランス及び積極的疫学調査についての事務連絡を発出しているところです。

　暫定症例定義（※）の2「可能性例」に該当する2021年10月１日から2022年４月28日12時までの累積報告症例数を別添の通り公表します。今後も、定期的に症例報告の状況をとりまとめて公表していきます。

　厚生労働省としては、引き続き、各国政府やＷＨＯ、専門家等とも連携しつつ、諸外国の感染状況を注視しながら、情報収集に努めてまいります。

報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。

※ 暫定症例定義は以下のとおりとする。「欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について（協力依頼）」（令和４年４月27日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）

2021年10月1日以降に診断された原因不明の肝炎を呈する入院例のうち、以下の1、2、3のいずれかを満たすもの：

1確定例 現時点ではなし。

2可能性例 アスパラギン酸トランスアミナーゼ(AST)又はアラニントランスアミナーゼ(ALT)が500 IU/Lを超える急性肝炎を呈した16歳以下の小児のうちA型～E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。

3疫学的関連例 2の濃厚接触者である任意の年齢の急性肝炎を呈する者のうち、A型～E型肝炎ウイルスの関与が否定されている者。

小児の原因不明の急性肝炎について（令和4年4月28日報道発表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000935327.pdf>

関連情報

その他の感染症（13　欧州及び米国における小児の原因不明の重篤な急性肝炎について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou19/index.html>

**■***NEW***疾病・障害認定審査会 (感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会)　審議結果　2022/4/28**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25392.html>

**■令和４年４月13日　第78回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第１回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　2022/4/27**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25259.html>

**■小児の原因不明の急性肝炎について　2022/4/25**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25423.html>

　　世界保健機関（WHO）の報告によると、４月21日現在、12カ国で少なくとも169例（死亡１名）の小児における病因不明の急性肝炎が継続して報告されています。うち、74例でアデノウイルスが検出されていますが、原因ウイルス等については不明であるとされています。また、小児における急性肝炎が実際に増加しているのかについても、不明であるとしています。WHOでは、この急性肝炎の原因特定を目的として、暫定的な症例定義を定め、各国に症例定義に該当するケースの報告を求めています。

　厚生労働省ではこうした事案について、令和４年４月20日に自治体等に対し、注意喚起及び情報提供依頼の事務連絡を発出しているところです。

　今般、WHOが作成した暫定的な症例定義（※）の２「可能性例」に該当する入院症例が１件発生した旨の連絡がありましたので、別添のとおり、公表します。今後、定期的に症例報告の状況をとりまとめて公表していきます。

　厚生労働省としては、引き続き、各国政府やＷＨＯ、専門家等とも連携しつつ、諸外国の感染状況を注視しながら、情報収集に努めてまいります。

　報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。

※ WHOは４月23日に以下の暫定的な症例定義(working case definition)を定めている。

１ 確定例(confirmed): 現時点ではなし。

２ 可能性例(probable): 2021年1月1日以降、アスパラギン酸トランスアミナーゼ(AST)またはアラニントランスアミナーゼ（ALT）が500 IU/Lを超える急性肝炎(A型～E型肝炎を除く\*)を呈する16歳以下の小児

３ 疫学的関連例(epi-linked): 2021年1月1日以降の確定症例（４月22日以前）の濃厚接触者である任意の年齢の急性肝炎(A型～E型肝炎を除く\*)を呈する者

＊肝炎ウイルスA-Eの結果待ちで上記定義に合致する場合は、“分類待ち”として報告可能。

小児の原因不明の急性肝炎について（令和4年4月25日報道発表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000933314.pdf>

関連情報

その他の感染症（13　欧州及び米国における小児の原因不明の重篤な急性肝炎について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou19/index.html>

**■第31回　食品衛生管理に関する技術検討会 資料　2022/4/25**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25395.html>

　議事次第

１．開会

２．議題

１）食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認

　　　（サテライトキッチンにおけるＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理の手引書）

２） その他

３．閉会

資料

配布資料

議事次第・参加者名簿

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000932912.pdf>

資料　サテライトキッチンにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000932913.pdf>

参考資料

参考資料１　食品衛生管理に関する技術検討会 開催要領（令和３年４月22日改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000932915.pdf>

参考資料２　食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス（第４版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000932916.pdf>

**■薬生食監発0420第１号　令和４年４月２０日**

**以下3点佐藤先生からいただいた情報です**

**食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について**<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220421I0010.pdf>

**■薬生食監発 0329 第１号　平 成 3 0 年 ３ 月 2 9 日食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について**<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000200840.pdf>

**■食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について通知されました。（2018.03.29）**

**掲載日： 2018年05月21日　フーズチャネル**

<https://www.foods-ch.com/anzen/news_00253/>

**■食品中の放射性物質の検査結果について（１２８５報）　2022/4/27**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25310.html>

**■原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限又は摂取制限の解除　2022/4/26**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25414.html>

　　本日、原子力災害対策本部は、以下について、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限又は摂取制限（以下、「出荷制限等」）の解除を指示しました。

（１）福島県双葉町ふたばまち（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ

（２）福島県葛尾村かつらおむら（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ

１　福島県に対して指示されていた出荷制限等のうち、双葉町（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）及び葛尾村（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブについて、本日、出荷制限等が解除されました。

（１）本日付けの原子力災害対策本部から福島県への指示は別添１のとおりです。

（２）福島県の申請は、別添２及び別添３のとおりです。

２　なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限等の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

【参考１】 原子力災害対策特別措置法 －抄－

（原子力災害対策本部長の権限）

第２０条 （略）

２ 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

３～１０ （略）

【参考２】

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部：最終改正 令和４年３月30日）

[（別添１）（PDF:173KB）](https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000933320.pdf)  
[（別添２）（PDF:666MB）](https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000933440.pdf)  
[（別添３）（PDF:937KB）](https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000933442.pdf)  
[（参考資料）（PDF:1MB）](https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000933747.pdf)

**■***NEW***食品安全情報（微生物）No.9/ 2022（2022.04.27）　2022/4/27**

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202209m.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202209m.pdf%20)

**目次**

**【米国農務省食品安全検査局（USDA FSIS）】**

1. 家禽類のサルモネラ対策のための研究と科学に関する討論会を開催

**【欧州疾病予防管理センター（ECDC）】**

1. 欧州の複数国にわたり発生しているサルモネラ（単相性 Salmonella Typhimurium）感

染アウトブレイク（2022 年 4 月 19 日付更新情報）

**【欧州疾病予防管理センター（ECDC）／欧州食品安全機関（EFSA）】**

1. ECDC-EFSA 合同迅速アウトブレイク評価：チョコレート製品に関連して複数国にわ

たり発生しているサルモネラ（単相性 Salmonella Typhimurium シークエンスタイプ

（ST）34）感染アウトブレイク

**【欧州委員会健康・食品安全総局（EC DG-SANTE）】**

1. 食品および飼料に関する早期警告システム（RASFF：Rapid Alert System for Food and Feed）

**【英国保健安全保障局（UK HSA）】**

1. 英国保健安全保障局（UK HSA）が菓子製品に関連して発生しているサルモネラ感染患

者に関する更新情報を発表（2022 年 4 月 22 日、15 日付更新情報、13 日付初発情報）

**【英国食品基準庁（UK FSA）】**

1. サルモネラ感染アウトブレイクに関連して Kinder ブランドのチョコレート製品の回収

対象を拡大

**【ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）】**

1. チョコレートのサルモネラ汚染

**【ProMED-mail】**

1. コレラ、下痢、赤痢最新情報（15）（14）

**■***NEW***食品安全情報（化学物質）No.9/ 2022（2022.04.27）　2022/4/27**

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202209c.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202209c.pdf%20)

**＜注目記事＞**

**【FDA】 FDA は分別による魚介類のリコンディショニングに関する業界向け最終ガイ**

**ダンスを発表する**

米国食品医薬品局（FDA）は、「分別による魚類及び水産製品のリコンディショニング」と題する最終ガイダンスを発表した。魚介類及び水産物の所有者が、病原体、違法動物用医薬品、スコンブロトキシン（ヒスタミン）、及び腐敗が混入した製品から非違反製品を分別し、連邦食品・医薬品・化粧品法の遵守を証明する手順を示す。

＊ポイント： 米国では、違反と判断される製品が明確な場合は、それらを取り除いた

上で改めて検査をして法規制に遵守していることを示すことができる「リコンディショニング」という考え方が導入されています。食品ロス削減の観点からすると非常に合理的なやり方だと思います。今回のガイダンスは魚介類についてですが、FDA は他にカビ毒に汚染された穀類のリコンディショニングなども提案しています。

**【FDA】 FDA はボトル入り飲料水の添加フッ化物濃度に関する最終規則を発表する**

FDA は、フッ化物が添加された国産品の及び輸入品のボトル入り飲料水のフッ化物の許容濃度を 0.7 mg/L に改訂することを記した最終規則「飲料：ボトル入りウォーター（Beverages: Bottled Water）」を発表した。最終規則の許容濃度は、米国公衆衛生局（PHS）が現在推奨しているフッ化物を添加した公共水道システム（community water systems: CWS）のフッ素濃度と一致する。

＊ポイント： これまで FDA は、ボトル入り飲料水の添加フッ化物濃度の許容濃度を国産品については 0.8-1.7 mg/L、輸入品については 0.8 mg/L とそれぞれに設定していました。今回の最終規則によって、国産品と輸入品を統一した上で水道水に合わせた許容濃度が採用されたことになります。

**【FDA】 FDA は主要食物アレルゲン以外の食物アレルゲンの公衆衛生上の重要性を評**

**価するガイダンス案を発表する**

FDA は、職員及びその他の利害関係者向けに「連邦食品・医薬品・化粧品法に指定された主要食物アレルゲン以外の食物アレルゲンの公衆衛生上の重要性の評価」と題するガイダンス案を公表した。このガイダンス案では、主要食物アレルゲンではない食物アレルゲンを非指定食物アレルゲン（non-listed food allergens）と呼び、その公衆衛生上の重要性を判断するのに 4 つの科学的要因を考慮することを推奨している：1）IgE 仲介性食物アレルギーの根拠、2）国民における IgE 仲介性食物アレルギーの発症率、3）IgE 仲介性食物アレルギー反応の重篤度、4）食物アレルギーの誘発強度。

＊ポイント： 食品に含まれるハザードの中で最もリスクが高く管理が必要なのが食物アレルゲンです。現時点では原案としての公表ですが、表示を義務づける食物アレルゲンを拡大するにあたり、FDA がどのような情報と根拠をもとに公衆衛生上の重要性を評価しているのかを具体的に示した内容になっています

**3.****[食品安全委員会関係](#食品安全委員会関係)**　<https://www.fsc.go.jp/>

**■***NEW***食品安全委員会（第857回）の開催について　2022/4/28**

**最近、発表が遅く、締め切りが早くなっております。参加をご希望の場合は、各自ご確認ください**

標記会合を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本会合については、傍聴者を入れずに開催いたしますが、本会合の様子については、下記４のとおり、web上で動画配信することといたしました。

議事録につきましては、後日、食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>） に掲載いたします。大変御迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

１．開催日時：令和4年5月10日（火）　１４：００〜

２．開催場所：食品安全委員会 大会議室　（港区赤坂５−２−２０ 赤坂パークビル２２階)

３．議事

　３．議事

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

　　　・飼料添加物 １品目

　　　　塩酸L-ヒスチジン

　　　　（農林水産省からの説明）

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

　　　・農薬「アセキノシル」に係る食品健康影響評価について

　　　・農薬「トリネキサパックエチル」に係る食品健康影響評価について

　　　・農薬「トリフロキシストロビン」に係る食品健康影響評価について

　　　・農薬「ピラジフルミド」に係る食品健康影響評価について

（３）その他

４．動画視聴について：本会合の様子の動画視聴を希望される方は、5月9日（月）12時までに内閣府共通意見等登録システム（<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1176.html>にて、氏名、所属、電話番号及びメールアドレスを御登録いただきますようお願いいたします。視聴をお申し込みいただいた方には、御登録いただいたメールアドレス宛てに、視聴に必要なURLを、5月10日（火）12時までに御連絡いたします。なお、当日の資料につきましては、同日14時までに食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>）に掲載いたします。

<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai804.html>

<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/> 　**←発表がない場合はこちらからご確認ください**

**会議の結果は下記から確認できます**

**★***Link***食品安全委員会　開催実績リンク　開催日時、配付資料、議事録等**

<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>

　<https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_hisiryou_muramidase_030512.html>

**■加熱と調理「ハンバーグ編」　2022/4/27**

<https://www.youtube.com/watch?v=57RKgz22RNs>

**■***NEW***食品安全関係情報更新（令和4年3月26日から令和4年4月15日）2022/4/28**

[https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from\_year=2022&from\_month=3&from\_day=26&to=struct&to\_year=2022&to\_month=4&to\_day=15&max=100](https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=3&from_day=26&to=struct&to_year=2022&to_month=4&to_day=15&max=100%20)

**４．****[農水省関係](C:\\Users\\shokkakyo\\AppData\\Roaming\\Microsoft\\Word\\農水省関係)**<https://www.maff.go.jp/>

**★***Link***ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業事業者向け相談窓口**

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/sodan.html>

**■***NEW***秋田県大仙市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内22例目）に係る搬出制限の解除について　2022/5/2**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220502_5.html>

　　秋田県は、同県大仙市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内22例目）に関し、発生農場の半径3kmから10km以内の区域に設定している搬出制限について、令和4年5月1日（日曜日）午前0時（4月30日（土曜日）24時）に解除しました。

今後、秋田県は、国内22例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ、令和4年5月12日（木曜日）午前0時(5月11日（水曜日）24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

1.今後の予定

（1）秋田県は、同県大仙市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内22例目）に関し、令和4年5月1日（日曜日）午前0時（4月30日（土曜日）24時）、発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（2）今後、秋田県は、国内22例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した令和4年4月20日の翌日から起算して21日が経過する、令和4年5月12日（木曜日）午前0時(5月11日（水曜日）24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

**■***NEW***ブルガリアからの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/5/2**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220502.html>

　　農林水産省は、4月26日（火曜日）にブルガリアのスタラ・ザゴラ州からの、4月30日（土曜日）にプレヴェン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

ブルガリアのスタラ・ザゴラ州及びプレヴェン州の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨、ブルガリア家畜衛生当局から情報提供及び国際獣疫事務局（OIE）に通報がありました。

2.対応

ブルガリア家畜衛生当局からの情報提供及び通報を受け、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和4年4月26日（火曜日）にスタラ・ザゴラ州からの、令和4年4月30日（土曜日）にプレヴェン州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、2国間で輸入条件が設定されていないため、従前より輸入できません。

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■***NEW***米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/5/2**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220502_4.html>

　　農林水産省は、5月2日（月曜日）にアメリカ合衆国（以下「米国」という。）バーモント州アラスカ州、モンタナ州、カンザス州及びコロラド州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

米国バーモント州、アラスカ州、モンタナ州、カンザス州及びコロラド州の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨、米国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

米国家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和4年5月2日（月曜日）にバーモント州、アラスカ州、モンタナ州、カンザス州及びコロラド州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を以下のように一時停止（※1）しました。

【生きた家きん（家きんの初生ひな及び種卵）】

バーモント州及びアラスカ州全域

（参考）生きた家きんについては、モンタナ州及びコロラド州は令和4年4月11日以降、カンザス州は令和4年3月15日以降、一時輸入停止措置をしています。

**【家きん肉、家きん卵等（※2）】**

**バーモント州カレドニア郡、アラスカ州マタヌスカ・スシトナ郡、モンタナ州ミズーラ郡、カンザス州リパブリック郡及びコロラド州ウェルド郡（発生郡）**

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■***NEW***米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/4/28**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220428_4.html>

　　農林水産省は、4月28日（木曜日）にアメリカ合衆国（以下「米国」という。）ユタ州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

米国ユタ州の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨、米国家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

米国家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和4年4月28日（木曜日）にユタ州からの家きん肉等の輸入を以下のように一時停止（※1）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和4年4月20日以降、一時輸入停止措置をしています。

【家きん肉、家きん卵等（※2）】

ユタ州キャッシュ郡（発生郡）

**■***NEW***米国向け家きん由来製品の輸出再開について（兵庫県）　2022/4/28**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220428_3.html>

　　本日より、兵庫県からの米国向けの家きん由来製品の輸出が再開されましたのでお知らせします。

概要

令和3年11月10日の秋田県における高病原性鳥インフルエンザ発生以降、輸出相手国・地域との間で地域主義の適用について協議を行い、香港、シンガポール、米国等の当局からは、非発生県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

これまで、高病原性鳥インフルエンザが発生した12県のうち、今般、兵庫県について米国当局から清浄性が認められ、当該県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所において米国向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

引き続き、輸出が停止している残りの11県についても、米国当局との協議を行ってまいります。

＜2021年1-12月の輸出額＞

米国向け鶏卵：輸出実績なし（鶏卵の総輸出額58.7億円）

出典：財務省「貿易統計」

＜これまでの経過＞

令和3年11月10日：秋田県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、日本全国からの家きん由来製品の輸出を一時停止

令和3年11月17日：兵庫県において高病原性鳥インフルエンザが発生

令和3年11月17日：秋田県及び兵庫県以外で生産及び処理された家きん由来製品の米国向け輸出を再開

令和4年4月19日：秋田県において高病原性鳥インフルエンザが発生

令和4年4月28日：兵庫県で生産及び処理された家きん由来製品の米国向け輸出を再開

参考

動物検疫所ホームページ

URL：<https://www.maff.go.jp/aqs/>

**■***NEW***北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内23例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2022/4/28**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220428.html>

　　北海道釧路市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内23例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）北海道釧路市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内23例目、4月26日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

**■我が国初の「輸出支援プラットフォーム」米国で本日設立！　2022/4/27**

<https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/220427.html>

**～在外公館、ジェトロ等の関係機関が一体で輸出事業者を専門的・継続的に支援～**

輸出先国・地域において、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援する「輸出支援プラットフォーム」が初めて、米国のロサンゼルスとニューヨークで発足し、本日（米国西部時間4月26日、日本時間27日）、ロサンゼルスにおいて立ち上げ式が開催されました。在外公館、ジェトロ海外事務所等を主な構成員とする輸出支援プラットフォームでは、現地法人、日本食レストラン等と協議会を設置し、輸出事業者等を専門的かつ継続的に支援していきます。

　1.背景

2021年に我が国の農林水産物・食品の輸出額は1兆円を超えましたが、2025年2兆円、2030年5兆円の目標達成に向け、輸出先国・地域における農林水産物・食品の輸出促進体制の体制強化が課題となっています。

このため、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議、令和3年12月改訂）において、輸出支援プラットフォームを形成し輸出事業者を支援していくことが明記され、まずは2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げることとされました。

2.輸出支援プラットフォームのポイント

輸出支援プラットフォーム(注)では、輸出先国・地域の在外公館やジェトロ海外事務所等が主要な構成員として連携するとともに、現地事情に精通した人材をローカルスタッフとして活用し輸出事業者等を支援する体制を整備します。

具体的には、以下のような活動を想定しています。

（1）カントリーレポートの作成

（2）新たな商流の開拓

（3）現地に販売、製造拠点を置く現地法人支援

（4）現地日本食レストラン等を活用し日本食普及

輸出支援プラットフォームは、現地の日本食品関連事業者・日本食レストラン事業者及びその団体と輸出支援プラットフォーム協議会を作り、官民一体となって日本の農林水産物・食品の輸出促進及び日本食の普及に取り組んでまいります。

（注）令和4年度予算及び令和3年度補正予算において支援します。

3. 米国輸出支援プラットフォーム立ち上げ式概要

立ち上げ式では、米国の輸出支援プラットフォームの発足と協議会の設置、当面の活動が発表されるとともに、現地の日本産食品関連団体とジェトロ・ロサンゼルス事務所が「日本食普及拡大のための覚書」への署名を行い、輸出を後押しするため、官民一丸となって日本食普及に取り組んでいくことを確認しました。

ジャパン・ハウスで行われた立ち上げ式には、杉中農林水産省大臣官房輸出促進審議官、武藤在ロサンゼルス日本国総領事、仙台ジェトロ本部理事、瀧ジェトロ・ロサンゼルス事務所長のほか、在ニューヨーク日本国総領事館、ジェトロ・ニューヨーク事務所及び現地の日本産食品関連団体の代表者、食品事業者等が出席しました。

今後、米国に続き、他の主要な輸出先国・地域の重点都市においても輸出支援プラットフォームを順次立ち上げていく予定です。

日本食普及拡大のための覚書

<https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/attach/pdf/220427-1.pdf>

4.その他

（参考）農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議、令和3年12月改訂）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-15.pdf>

添付資料

我が国初の「輸出支援プラットフォーム」設立について

<https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chiiki/attach/pdf/220427-2.pdf>

**■カナダからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/4/27**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220427.html>

農林水産省は、4月27日（水曜日）にカナダのニューブランズウィック州からの生きた家きん家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

カナダのニューブランズウィック州の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨、カナダ家畜衛生当局から情報提供がありました。

2.対応

カナダ家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和4年4月27日（水曜日）にニューブランズウィック州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**■北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内23例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について　2022/4/26**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220426.html>

　　本日（4月26日（火曜日））、北海道釧路市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内23例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1.農場の概要

所在地：北海道釧路市

飼養状況：約100羽（だちょう（エミュー））

2.経緯

（1）昨日（4月25日（月曜日））、北海道は、釧路市の農場から、飼養家きんの死亡がみられるとの通報を受けて、農場への立入検査を実施し、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（2）本日（4月26日（火曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

**■群馬県における豚熱の確認（国内80例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について　2022/4/22**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220422_4.html>

　　本日、群馬県太田市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け農林水産省は本日、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫方針について決定します。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：群馬県太田市

飼養状況：約3,000頭

2.経緯

（1）昨日（4月21日（木曜日））、群馬県は、同県太田市の農場から、異状がみられる子豚がいる旨の通報を受け、病性鑑定を実施しました。

（2）群馬県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（4月22日（金曜日））、豚熱の患畜であることが判明しました

**■ベルギーからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について　2022/4/22**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220422.html>

　農林水産省は、今般、ベルギーの一部州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

1.経緯

ベルギーの家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから令和3年9月以降、同国からの家きん肉等について輸入を一時停止していました。

2.対応

今般、ベルギー家畜衛生当局から我が国に提供された鳥インフルエンザの防疫措置等の情報により、一部州（※1）の家きんにおける同病の清浄性を確認しました。このため、本日付けで当該一時輸入停止措置（※2）を解除しました。

※1：アントワープ州、エノー州、ナミュール州、ブラバン・ワロン州、フレミッシュ・ブラバント州、リエージュ州、リュクサンブール州

※2：発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等、家きん卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の状況等については、以下のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

**５.****[消費者庁関連](#消費者庁関連)**

<https://www.caa.go.jp/>

**「消費者庁」になりすましたTwitter、Facebookアカウントにご注意ください。**

**■魚介類の名称のガイドライン一部改正案等に関する意見募集について　2022/4/27**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028551/>

**詳細**

**1. 意見募集の対象**

**魚介類の名称のガイドライン一部改正案**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080065&Mode=0>

**2 意見募集の趣旨**

**「食品表示基準Q&A」(平成27年3月30日付け消食表第140号)の別添「魚介類の名称のガイドライン」については、新たな魚介類の輸入・流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更など、魚介類の名称を巡る状況が変化していることを受け、令和3年度に、魚介類のうち甲殻類について改正に向けた検討を行いました。**

**この検討結果を踏まえ、消費者庁では、所要の改正を行うため、「魚介類の名称のガイドライン一部改正案」を作成いたしました(本案の詳細は別添資料を御参照ください。)。**

**つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。**

**3 意見募集期間　令和4年4月27日(水)から同年5月26日(木)まで(郵送の場合は同日必着)**

**4 意見の提出方法**

**以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。**

**【1】氏名(法人その他の団体にあっては名称/部署名等)**

**【2】職業(法人その他の団体にあっては業種)[任意]**

**【3】住所**

**【4】電話番号**

**【5】電子メールアドレス(お持ちの場合)**

**【6】御意見及びその理由(表題及び御意見を御記入ください。)**

**\* 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいますようお願いいたします。**

**\* FAX又は郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。**

**(1)電子メールの場合**

**E-mail:i.shokuhin6@caa.go.jp宛て**

**\* 電子メール件名を「魚介類の名称のガイドライン一部改正案について」としてください。**

**(2)FAXの場合**

**FAX番号:03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て**

**\* 表題を「魚介類の名称のガイドライン一部改正案について」としてください。**

**(3)郵送の場合**

**〒100-8958**

**東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階**

**消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て**

**\* 封筒表面に「魚介類の名称のガイドライン一部改正案について」と朱書きしてください。**

**5 注意事項**

**○ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。**

**○ 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。**

**○ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。**

**○ 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。**

**公表資料**

**魚介類の名称のガイドライン一部改正案等に関する意見募集について**

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms202_20220427_04.pdf>

問合せ先

消費者庁食品表示企画課

内村、横内

電話番号 03-3507-9223(直通)

FAX番号 03-3507-9292

**■インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック案等に関する意見募集について　2022/4/27**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028502/>

　　消費者庁では、「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブックガイドブック案」及び「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック(別冊)食品表示情報の入手方法と管理方法案」を作成いたしました(本案の詳細は別添資料を御参照ください。)。つきましては、下記のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

詳細

1 意見募集の対象

インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック(案)

インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック(別冊)食品表示情報の入手方法と管理方法(案)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080064&Mode=0>

2 ガイドブック案の概要

消費者庁では、令和3年度に「インターネット販売における食品表示の実態調査及び検討事業」を実施し、消費者の意向及び事業者の取組の実態を把握するとともに、食品表示、ECサイトの実態、消費者の購買行動について知見を有する学識経験者、ECサイトプラットフォーマー、食品関連事業者、消費者、業界関係者等の委員で構成される検討会において事業者向けのインターネット販売における食品表示を行うための手引の策定に向けた議論を行ってまいりました。調査事業の結果を踏まえ、インターネット上でどのような食品表示情報をどのような方法で、どの程度提供すればよいか、その考え方や効用を説明したガイドブック案並びにECサイト上で食品表示の情報提供を行うための情報入手方法及び管理方法の具体的な取組事例について提示した別冊案を作成いたしました。

3 意見募集期間

令和4年4月27日(水)から同年5月26日(木)まで(郵送の場合は同日必着)

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】氏名(法人その他の団体にあっては名称/部署名等)

【2】職業(法人その他の団体にあっては業種)[任意]

【3】住所

【4】電話番号

【5】電子メールアドレス(お持ちの場合)

【6】御意見及びその理由(表題及び御意見を御記入ください。)

\* 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいますようお願いいたします。

\* FAX又は郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

(1)電子メールの場合　E-mail:i.shokuhin6@caa.go.jp　宛て

\* 電子メール件名を「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック案等について」としてください。

(2)FAXの場合　FAX番号:03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

\* 表題を「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック案等について」としてください。

(3)郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

\* 封筒表面に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック案等」と朱書きしてください。

5 注意事項

○ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

○ 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。

○ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。

○ 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。

公表資料

インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック案等に関する意見募集について

<https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms202_220427_01.pdf>

問合せ先

消費者庁食品表示企画課

内村、松原

電話番号 03-3507-9223

FAX番号 03-3507-9292

**■(スマートフォン向け)食物アレルギーコミュニケーションシートについて　2022/4/27**

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/information/pamphlets/#generally](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/%23generally)

**消費者庁リコール情報サイト**<https://www.recall.caa.go.jp/>

**（回収中か否かに関わらず、だいたい一回の掲載で消去します）**

**★ハマハル「レトルトしじみ」 - 回収　賞味期限の誤表示（誤：20220.10.1、正：2022.10.1）　2022/5/2**

**★グラッツェミーレ「まっことうまい 焼き玉葱ドレッシングちゃ」 - 返金／回収　商品の1本が店頭にて暴発、他9本の膨張が見られたため（乳酸菌が検出）　2022/5/2**

**★沖縄物産企業連合「沖縄アロエ シークヮーサー味」 - 返金／回収　賞味期限内の安全性が保てないと判断した商品が見つかったため　2022/5/2**

**★清水食品「セブンプレミアム 冷たいごぼうスープ」 - 返金／回収　品質劣化の可能性があることが判明したため　2022/5/2**

**★社会福祉法人よさのうみ福祉会「パウンドケーキ」 - 返金／回収　製造中に使用する器具のプラスチック片の混入のおそれ　2022/4/28**

**★人形町今半「焼肉のたれ味噌」 - 回収　一部の製品で原材料の味噌に残存した酵母または麹菌が増えたことが原因と見られる液漏れが発生　2022/4/28**

**★ファミリーマート「「チリドッグ」」 - 返金／回収　具材のソースに異物が混入している可能性があることが判明　2022/4/27**

**★山久「厚揚げ 5個入」 - 交換／回収　消費期限の誤表示（誤：22.5.27、正：22.4.27）　2022/4/27**

**６.** **[食中毒・感染症](#食中毒・感染症)**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8068a715873c6ec58e1b8a24b767bfef42745261>

**■***NEW***インフルエンザ（総合ページ）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html>

**★細菌性食中毒★**

**■前橋育英高の学食で食中毒、４３人が下痢や腹痛訴え…シチューなどバイキング形式で提供**

**5/2(月) 7:18配信　読売新聞オンライン　群馬県前橋市**

**ウエルシュ菌**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/a9a7d75e73a8f62aa7ff6b0a5e0c0d17bb198e97>

**食中毒の発生について (令和4年4月26日(火曜日)発生）　群馬県前橋市**

**ウエルシュ菌**

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/7/4/1/1/32838.html>

前橋市内の医療機関から、「寮生活をしている7人が、今朝から腹痛、下痢の症状を発症して当院を受診した。発症時間及び症状から、寮で提供されている食事が原因の食中毒ではないかと疑っている。」との電話連絡があり、調査しました。

その結果、当該施設で提供された食品を原因とする、ウエルシュ菌による食中毒と断定しました。

事件の概要は以下のとおりです。

概要

原因施設　施設名：前橋育英高等学校 学生食堂

違反内容　食品衛生法第6条違反（不衛生食品の調理提供による食中毒発生）

調査結果

原因施設が令和4年4月25日から27日の間に夕食として調理・提供した食品を食べた234人中43人が食中毒症状を呈していることを確認し、以下のことが判明しました。

・発症者の共通食は原因施設で調理・提供された食品のみでした。

・発症者の症状はウエルシュ菌による症状に合致していました。

・発症者の便からウエルシュ菌が検出されました。

・発症者を診察した医師から、食中毒発生届が提出されました。

・施設内での感染症を疑うエピソードはありませんでした。

以上により、当該施設が調理・提供した食品による食中毒事件と断定しました。

施設の措置

営業停止命令3日間（令和4年5月1日（日曜日）から令和4年5月3日（火曜日））

指導内容

施設の衛生確認及び営業者への衛生指導

**■徳島市の焼き肉店で男女9人が食中毒　カンピロバクター検出　徳島県徳島市**

**4/28(木) 14:33配信　徳島新聞**

**カンピロバクター**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/095d068e21a9403983b6be69a20ea1f40077a9ad>

**（既報）食中毒事件の発生について　2022/4/27　徳島県徳島市**

**カンピロバクター**

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2022042700029/>

　県内で発生した食中毒事件について、次のとおりお知らせします。

1　原因施設の喫食者数および有症者数

　　　4月17日（日）の利用者：32名

　　　有症者：9名（1グループ、19～26歳）

2　主症状　発熱、下痢等（入院者1名（すでに退院））

3　原因施設

　　　名　称　　焼肉ホルモン酒場　けんちゃん

4　原因食品　原因施設が4月17日（日)に提供した食事

5　原因物質　カンピロバクター・ジェジュニ

6　当該施設が提供したメニュー

　キムチとナムルの盛合せ、焼肉屋さんの低温調理(牛タン刺身、鶏レバー）、牛・豚ホルモン盛合せ、選べる焼きしゃぶ、焼き野菜盛合せ、黒毛和牛あぶり肉寿司　等

7　その他 （注意喚起）

（1）カンピロバクターは食鶏等の腸管内に生息し、令和3年における全国の食中毒の発生件数「第2位」となっています。　（154件、患者764名）

（2）現在の食鳥処理の技術では、カンピロバクター等の食中毒菌を全て除去することは困難とされているため、加熱不十分な鶏肉を喫食すると、鮮度に関係なく、食中毒になるリスクがあります。

　（3）食中毒予防の観点から、鶏肉（内臓を含む）は中心部まで十分加熱してください。また、生や加熱不十分なものを食べないでください。

　（4）二次汚染を防ぐため、調理器具は熱湯消毒を行い、よく乾燥させてください。また、生肉と他の食品の接触は避けるようにしてください。

**■食中毒と断定、食堂を営業停止　大阪の税務大学校　大阪府枚方市**

**4/28(木) 10:44配信　産経新聞**

**黄色ブドウ球菌**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/19c69838b26a50eebebc15b2039f5e501de59575>

**食中毒が発生しました　2022/4/27　大阪府枚方市**

**黄色ブドウ球菌**

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000034581.html>

　公表年月日　2022/4/27

　原因施設の業種　飲食店営業

　施設の名称　コンパスグループ21372

　違反の理由　食品衛生法第6条3号違反

　措置状況　営業停止3日間

　備考

　・病因物質　黄色ブドウ球菌

・原因食品　令和4年4月22日に当該施設で提供された夕食

・患者数　52名（4月27日時点）

**★寄生虫による食中毒★**

**■飲食店営業施設等に対する不利益処分等　2022/5/2　大田区**

**アニサキス**

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/eisei/shokuhin/etc/kouhyounitiute.files/HP.pdf>

　公表年月日　令和４年５月２日

業種等　飲食店営業

施設の名称　鳥・いわし料理スズコウ

主な適用条項　食品衛生法第６条第三号

不利益処分等を行った理由　食中毒

不利益処分等の内容　営業停止（令和４年５月２日の１日間、生食用鮮魚介類（冷凍品を除く。）の調理及び提供に限る。）

備考 原因食品：刺身等（いわし刺身、いわしみそたたき、イカ塩辛）

病因物質：アニサキス　４月20日から患者１名が腹痛、吐き気を発症

**■飲食店営業施設等に対する不利益処分等　2022/5/2　中央区**

**アニサキス**

<https://www.city.chuo.lg.jp/kenko/hokenzyo/syokuhineisei/kohyo.html>

　公表年月日　令和4年5月2日

業種等　飲食店営業

施設の名称　福家

主な適用条項　食品衛生法第6条及び第60条

不利益処分等を行った理由

食中毒（令和4年4月18日に上記店舗で提供された「海鮮ちらし丼」）

不利益処分等の内容　5月2日（1日間）の営業停止

備考　病因物質アニサキス

**★自然毒による食中毒★**

**■採取した野草　”ウルイ”だと思ったら”ヒメザゼンソウ”…２人が食中毒　口の痛みやしびれの症状【新潟】　5/4(水) 9:33配信　ＮＳＴ新潟総合テレビ****新潟県南魚沼市**

**植物性自然毒　ヒメザゼンソウ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/617c56c0d5f287072310ed596986895317a27f11>

**令和４年食中毒発生状況（暫定版）　2022/5/3　新潟県南魚沼市**

**植物性自然毒　ヒメザゼンソウ**

<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/01consumer/con02/con02_04/con02_04_03_34.html>

　発生月日　2022/5/3

　摂食者数　2

　患者数　2

　原因食品　ヒメザゼンソウ

　食品種別　毒草

　病因物質　植物性自然毒

　原因施設　家庭（南魚沼市）

　備考　オオバギボウシ（ウルイ）と誤食

**■スイセンによる食中毒 3人に症状 ニラに混ざり誤食　新潟県新潟市**

**5/2(月) 14:12配信　ＢＳＮ新潟放送**

**植物性自然毒　スイセン**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/9bcefa64d95a3b492bb5027b401545015c1761e0>

**令和４年食中毒発生状況（暫定版）　2022/4/30　新潟県新潟市**

**植物性自然毒　スイセン**

<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/01consumer/con02/con02_04/con02_04_03_34.html>

　発生年月日　2022/4/30

　摂食者数　3

　患者数　3

　原因食品　スイセン

　食品種別　毒草

　病因物質　植物性自然毒

　原因施設　家庭（新潟市）

　備考　ニラと誤食

**■タマスダレで食中毒　ノビルと誤認、男性２人　島根で初　山陰中央新報デジタル2022/5/2 04:00　島根県**

**植物製自然毒　タマスダレ**

<https://www.sanin-chuo.co.jp/articles/-/201738>

**令和４年食中毒発生状況　島根県鹿足郡　2022/4/30**

**植物製自然毒　タマスダレ**

<https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/syoku/anzen/chuudoku/r4shokutyuudoku.html>

　発生年月日　2022/4/30

　発生場所　鹿足郡

　患者数　2

　原因食品　タマスダレ

病因物質　植物性自然毒

原因施設　家庭

症状　嘔吐、下痢

**タマスダレによる食中毒の発生について　2022/5/1　島根県鹿足郡**

**植物製自然毒　タマスダレ**

<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/uploads/156674/137356/d7e4796ce9d024e2ed512f249eaf6d69.pdf>

１ 概 要

４月 30 日、鹿足郡内の医療機関から益田保健所に、「自宅の畑に生えていた植物をノビルと間違えて喫食した２名が食中毒症状を呈し受診している」旨の連絡がありました。

同保健所は、診察した医師からタマスダレを喫食したことによる食中毒患者の発生届が提出されたこと、患者の発症状況及び聞き取り状況から原因食品をタマスダレとする食中毒と判断しました。

なお、患者は既に回復しています。

2　患 者 ２名（鹿足郡１名、広島県１名）

テーブル

自動的に生成された説明

　【発症状況】

○喫 食：４月 30 日 12:30

○発 症：４月 30 日 13:30

○主な症状：嘔吐、下痢

３ 原因食品 タマスダレ（推定）

【県内の食中毒発生状況】

テーブル

自動的に生成された説明

**★その他の感染症★**

**■マダニ感染症『ＳＦＴＳ』今年初確認【熊本】　熊本県天草市**

**5/3(火) 22:17配信　TKUテレビ熊本**

**感染症　マダニ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/4223182d5e18301c2abc55e4797515f74d68a9f2>

**★その他関連ニュース★**

**■タホとガロンゴンを食べた75人の住人が食中毒に**

**2022.05.02　まにら新聞**

<https://www.manila-shimbun.com/tabloid/tabloid1651417200.html>

**■ワクチン遅れで「はしか感染拡大の危機」目前、ＷＨＯとユニセフが警鐘**

**2022.04.29 Fri posted at 09:27 JST**

<https://www.cnn.co.jp/world/35186992.html>

**■腸管出血性大腸菌、夏場に向け注意を　熊本県感染症情報**

**4/28(木) 20:09配信　熊本日日新聞**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8e8644bd4ecb48e9f371d32c8663cc8f5f7b8fb7>

**■ベルギー産チョコで食中毒　欧米11カ国で151件、重症21人**

**毎日新聞 2022/4/28 12:27（最終更新 4/28 16:35） 有料記事**

<https://mainichi.jp/articles/20220428/k00/00m/030/136000c>

**チョコレートKinderリコール、ブイトーニのピザ食中毒で捜査開始。**

**2022-04-06**

<https://ovninavi.com/rappel_kinder_pizza-buitoni/>

政府のリコールページ：

<https://rappel.conso.gouv.fr/fiche-rappel/6536/Interne>